

# 障害者扶養信託の制度改善のための基礎調査 調査結果報告書

2012年8月



## 調査概要

---

調査方法	インターネット調査
調査目的	障害者扶養信託の受容性を把握し、制度改善などの提言の一助とする
調査対象者	障がい者の子どもがいる方（※事前調査にてスクリーニング実施）
サンプルソース	弊社提携会社のインターネットパネル
調査実施期間	2012年5月16日(水)～18日(金)
調査地域	全国
サンプル数	設定数:1,500s、回収数:1,037s(回収率:69.1%)
調査主体	株式会社 日経リサーチ

## 商品説明

---

調査時に提示しました商品説明は以下のとおりです。

### 特別障害者扶養信託(特定贈与信託)

○ご家族などが、障がいを持つ方(重度の障がい者に限る)を受取人に指定して金銭等の財産を信託銀行等に預け、信託銀行等が預かった財産の中から、受取人に定期的に金銭を交付することで、障がい者の方の生活の安定と療養の確保をはかる制度です。

○信託銀行等に預けた財産は、実質的に受取人である障がい者の方のものになりますので、生前贈与と同様の効果が生じます。

○この制度を利用すると、6,000万円まで贈与税が非課税で、障がい者の方に対してご資産を生前贈与することができます(この制度を利用せずに贈与すると、贈与税の対象となります)。

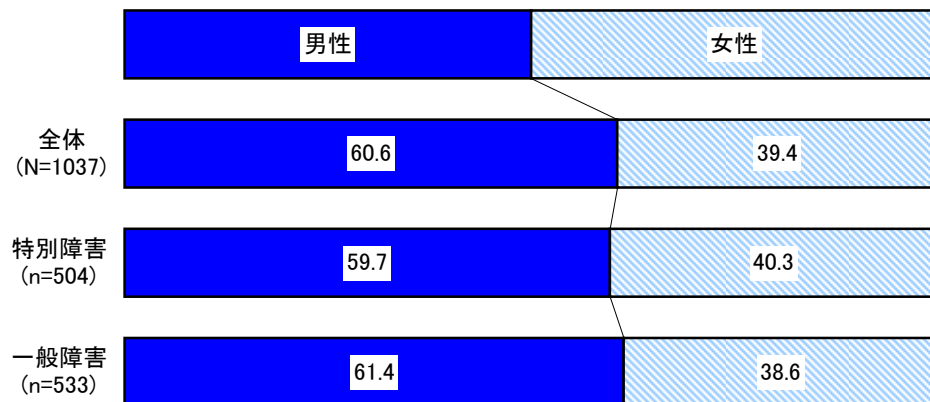
○万一、ご両親などの扶養者が亡くなられた場合でも、引き続き、信託銀行等に預けた財産から金銭が定期的に交付され、障がい者の方の施設入居費や医療費等に充てることができます。なお、受取人を変更することは出来ませんので、ご両親が亡くなった後も、確実に金銭を交付することができます。また、医療費等に充てるため、まとまった資金が必要となった場合には、必要な金額を引き出すことも可能です。

○信託銀行等がお預かりした財産を安全・確実に管理しますので、障がい者の方や後見人の方の財産管理の負担も軽減することができます。

○以上のような特徴から、譲与税の負担なく障がい者の方にご資産を確実に移転し、障がい者の方の将来の不安(ご両親が亡くなった後など)に備えることができます。

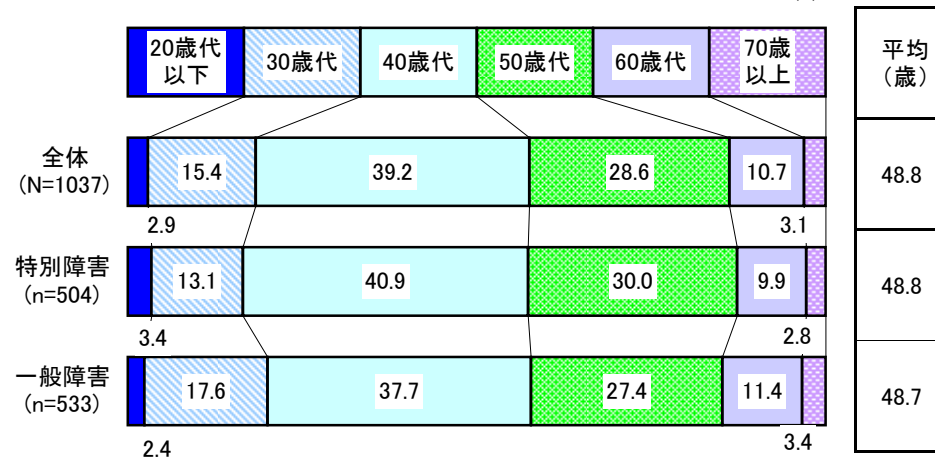
F1.あなたの性別は。(ひとつだけ)

(%)



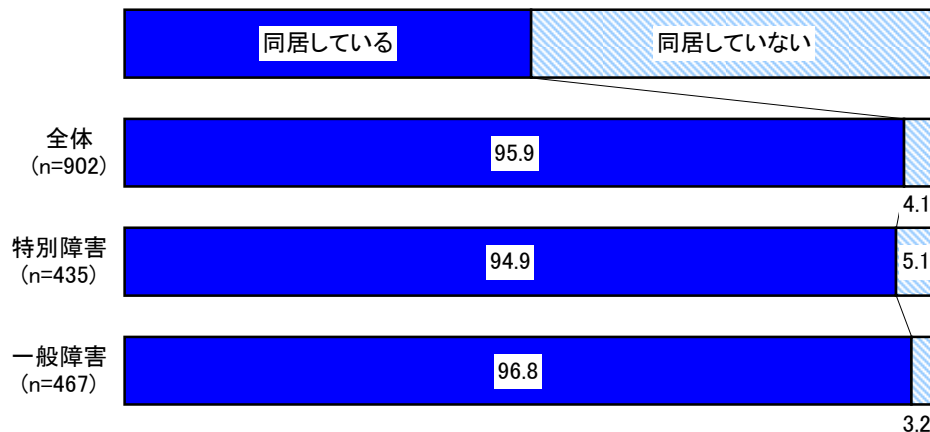
F2.あなたの現在の年齢は。(ひとつだけ)

(%)



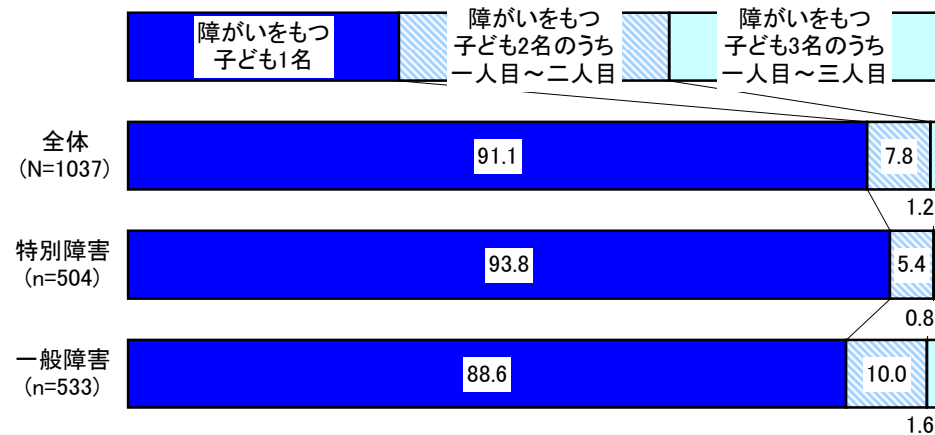
F5SF1.あなたは障がいをお持ちのお子様と同居されていますか。(ひとつだけ)

(%)

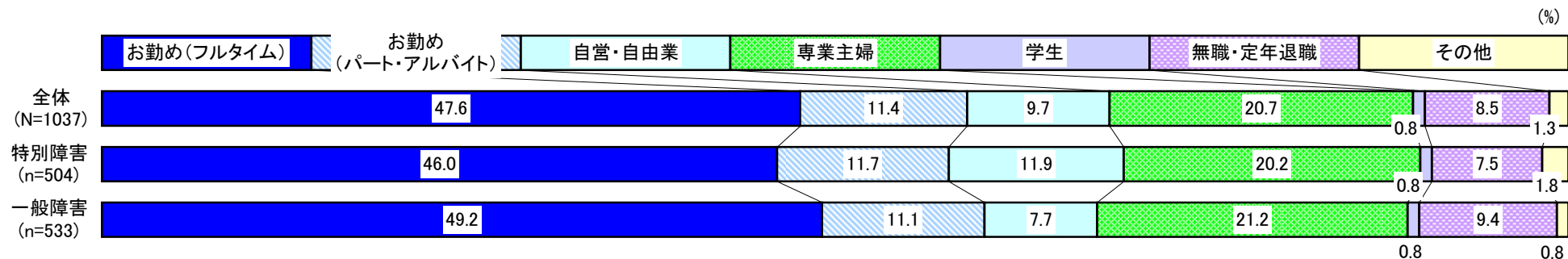


PAT.障がいをお持ちのお子様の人数(ひとつだけ)

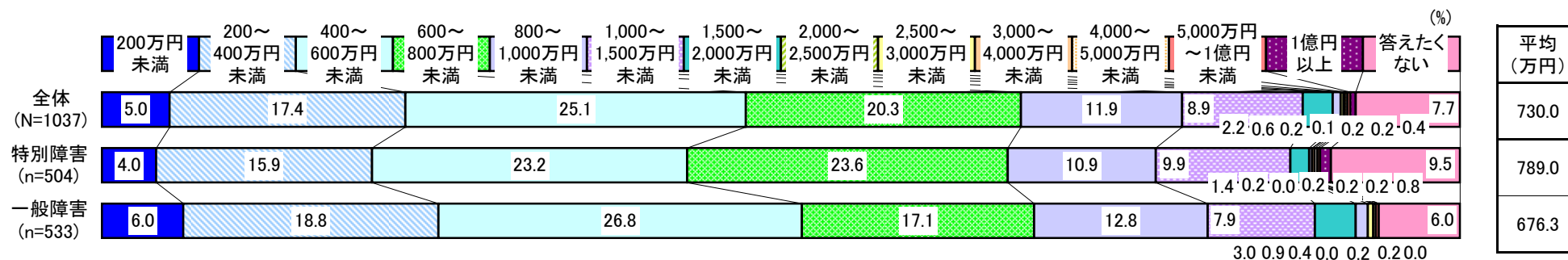
(%)



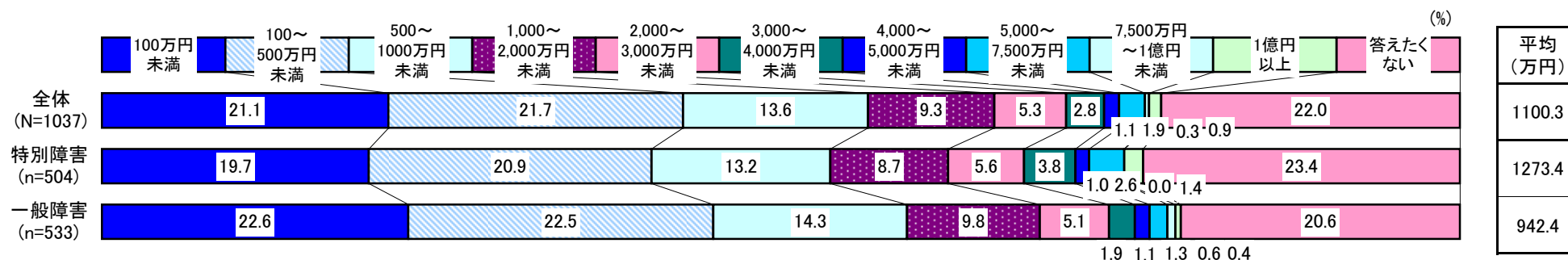
F3.あなたのお仕事は次のどれにあたりますか。(ひとつだけ)



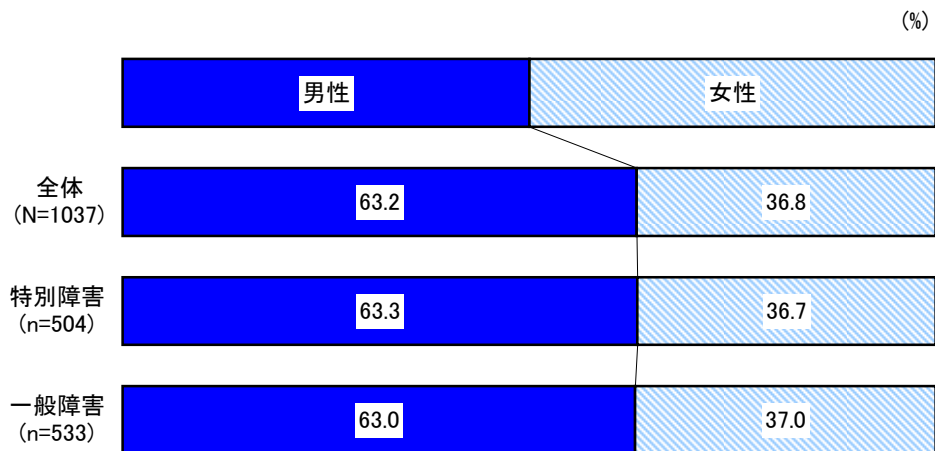
F8.世帯年収(税込)はいくらぐらいですか。年金、仕送り金なども含めてお答えください。(ひとつだけ)



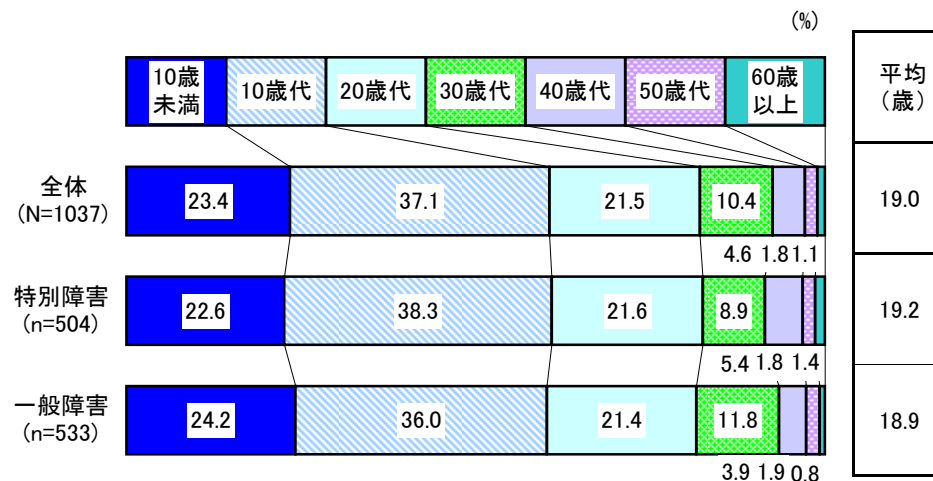
F9.世帯の現在の貯蓄・投資の総額(投資残高)はいくらぐらいですか。株式は時価、公社債は額面金額としてください。不動産は含まずにお考えください。(ひとつだけ)



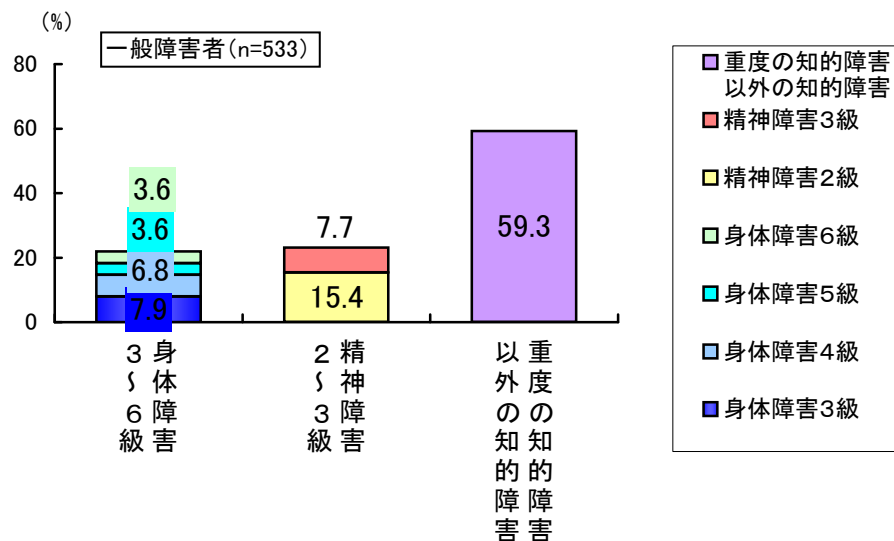
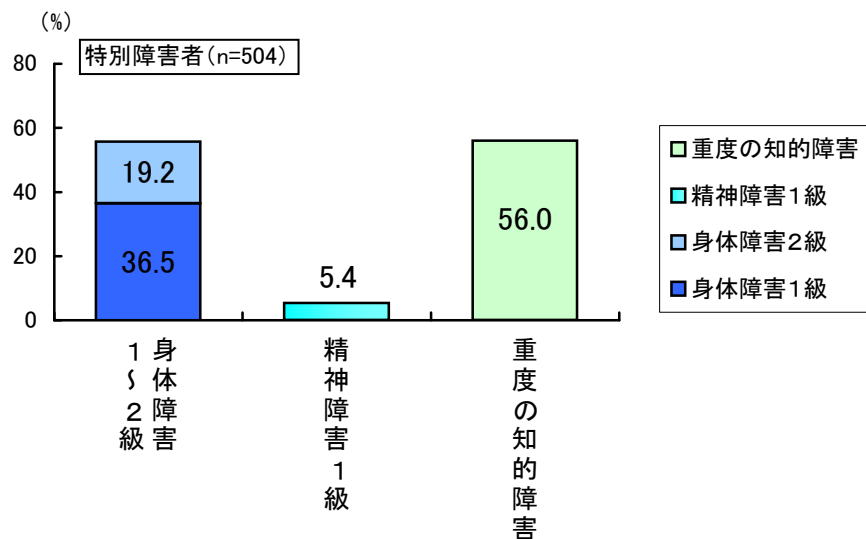
Q1.お子様の性別をお答えください。(ひとつだけ)



Q2.お子様のご年齢をお答えください。(ひとつだけ)



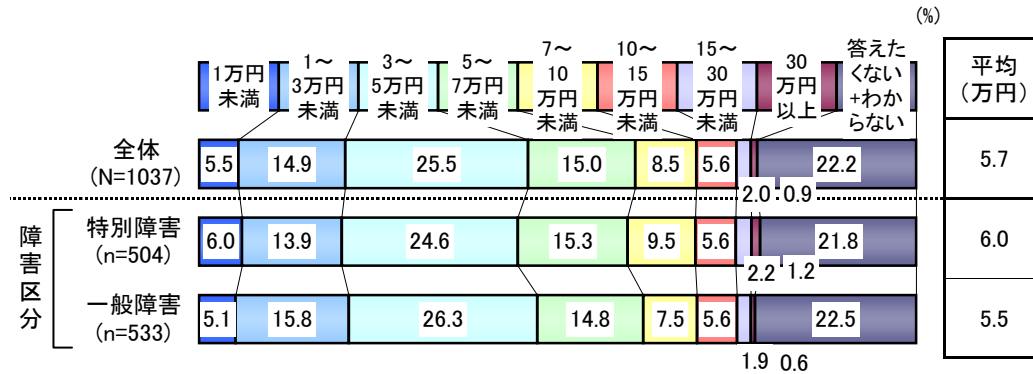
Q2SQ1.お子様が交付を受けている障害者手帳の種別をお答えください(いくつでも)  
 Q2SQ2.お子様の障害等級または障害区分を教えてください。(いくつでも)



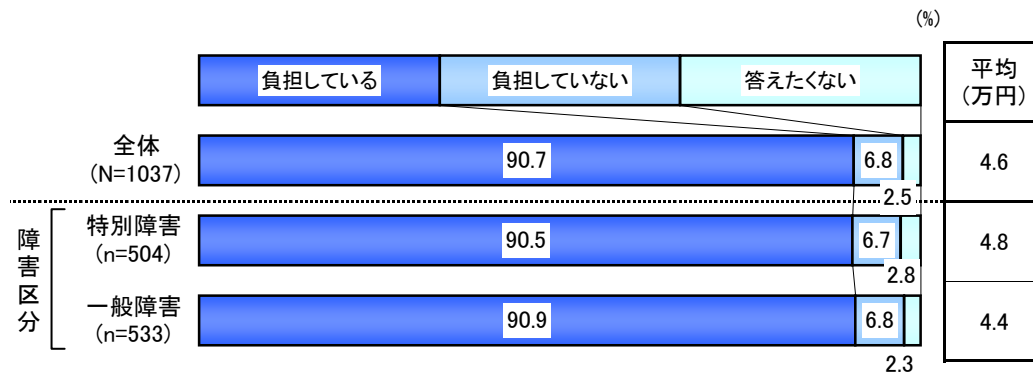
## 調査結果サマリー

＜現状の生活実態＞

子どもの毎月の生活費(公的給付等を除く実費相当額)は平均5.7万円。  
特別障害者・一般障害者とも同程度の生活費がかかる。

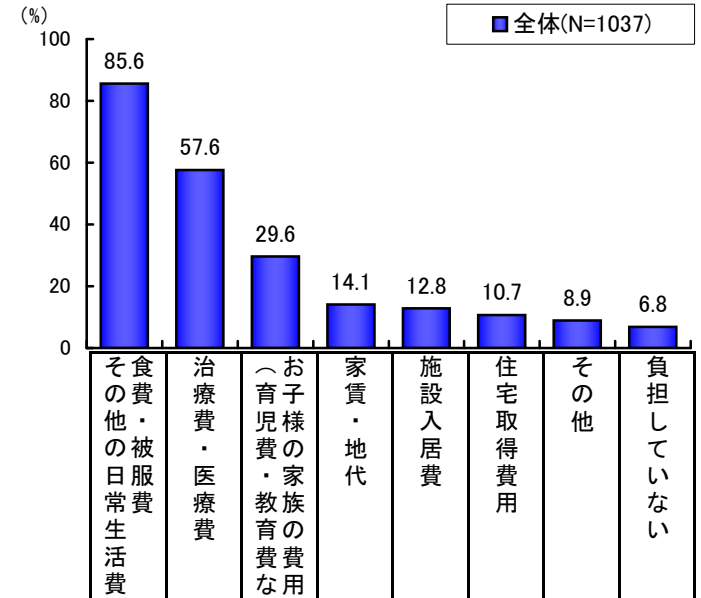


9割の親が、障がいを持つ子どもの生活費を負担しており、負担している金額の平均は4.6万円。⇒ほぼ、親が負担している。



負担している項目

負担している項目については、「日常生活費」「治療費・医療費」が上位2項目。特別障害者は「施設入居費」の割合がやや高い。



障害区分	全体 (N=1037)	特別障害 (n=504)	一般障害 (n=533)
その他の日常生活費	85.6	85.9	85.4
治療費・医療費	57.6	55.6	59.5
(お子様の家族の費用など)	29.6	30.6	28.7
家賃・地代	14.1	13.3	14.8
施設入居費	12.8	18.1	7.9
住宅取得費用	10.7	9.5	11.8
その他	8.9	8.7	9.0
負担していない	6.8	6.7	6.8

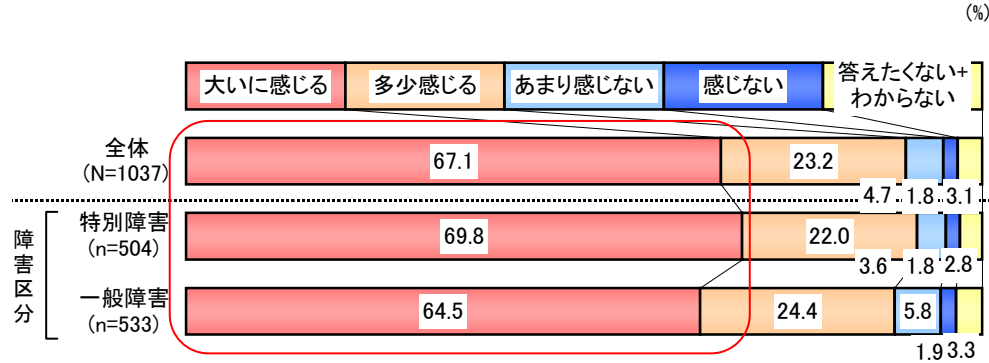
※ 〇は全体値+5p以上、△は全体値-5p以上

特別障害者・一般障害者とも同程度の生活費がかかっており、生活にかかる経済的負担については、あまり障がいの程度とは関係がない。このうち、大部分を障がい者の親が負担しており、中でも、日常生活費や治療費・医療費が大半を占める。



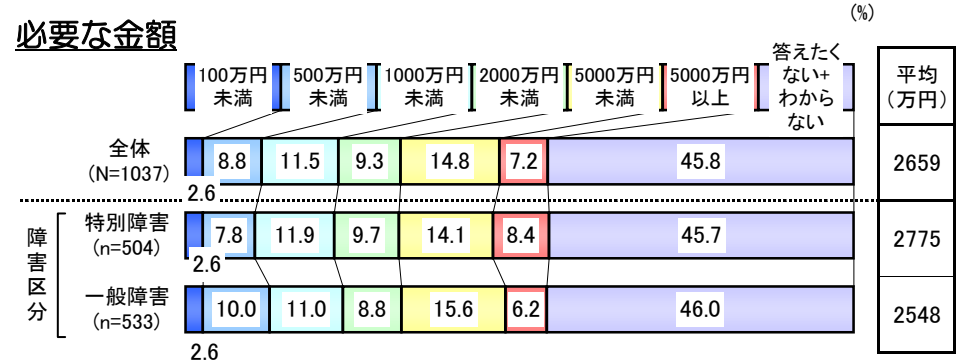
＜お子様の将来への不安＞

大いに感じるが7割弱、多少感じるをあわせると不安を感じるが9割以上。  
特別障害者・一般障害者ともに将来に対する不安が大きい。



お子様の将来に必要な金額とご自身で用意できる金額

将来必要と考えるお金の平均は2659万。必要と考える金額についても特別障害者・一般障害者で変わらない。

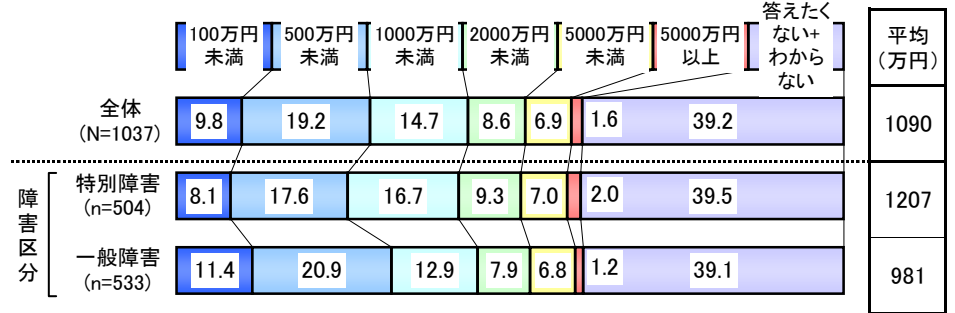


不安に思う項目

特別障害者・一般障害者ともに、「生活費などに関する金銭が不足する不安」や、「子どもの財産管理能力の不安」など、金銭面に関する不安が大きい。

全体			特別障害			一般障害		
1位	生活費等に要する金銭が不足する不安	72.7%	1位	信頼できる介助者がいるかどうかの不安	74.5%	1位	生活費等に要する金銭が不足する不安	76.2%
2位	信頼できる介助者がいるかどうかの不安	68.3%	2位	生活費等に要する金銭が不足する不安	69.1%	2位	子どもの財産管理能力の不安	64.6%
3位	子どもの財産管理能力の不安	57.2%	3位	居住場所の不安	57.0%	3位	信頼できる介助者がいるかどうかの不安	62.2%
4位	居住場所の不安	51.2%	4位	子どもの財産管理能力の不安	49.7%	4位	居住場所の不安	45.6%
5位	子どもが扶養している家族への不安	9.8%	5位	子どもが扶養している家族への不安	9.5%	5位	子どもが扶養している家族への不安	10.1%

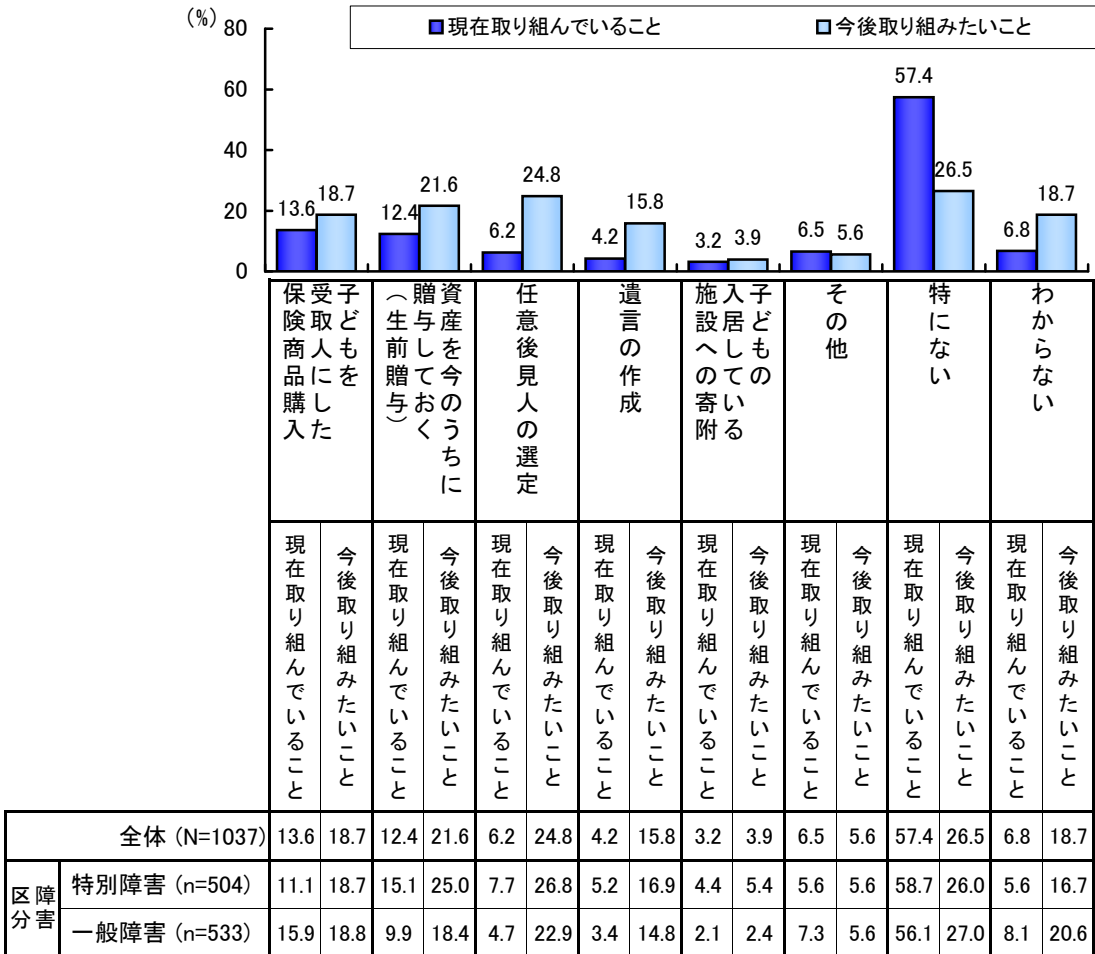
自身で用意できる金額



障がいの程度に関係なく、大半の親が子どもの将来に不安を持っている。  
不安に思う項目としては、「生活費などの金銭が不足する不安」「子どもの財産管理能力の不安」など金銭面に関する不安が高い。

＜お子様の将来に向けて＞

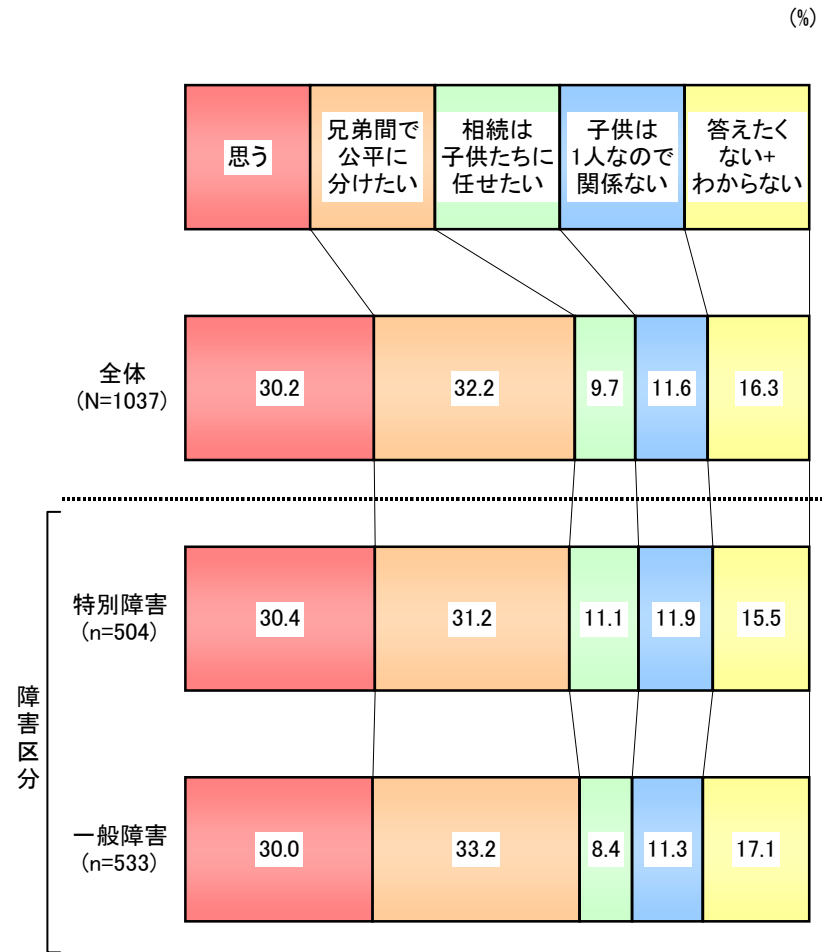
生前贈与は「現在取り組んでいること」では12%。  
「今後取り組みたいこと」では22%と、今後の取り組みとして、生前贈与の意向が強い。



※ 〇は全体値+5p以上、△は全体値-5p以上

相続時の障がいを持つお子様への相続割合

相続時に、障がいを持つ子どもへの相続分配を多くしたいという意向は、特別障害者・一般障害者ともに差がない



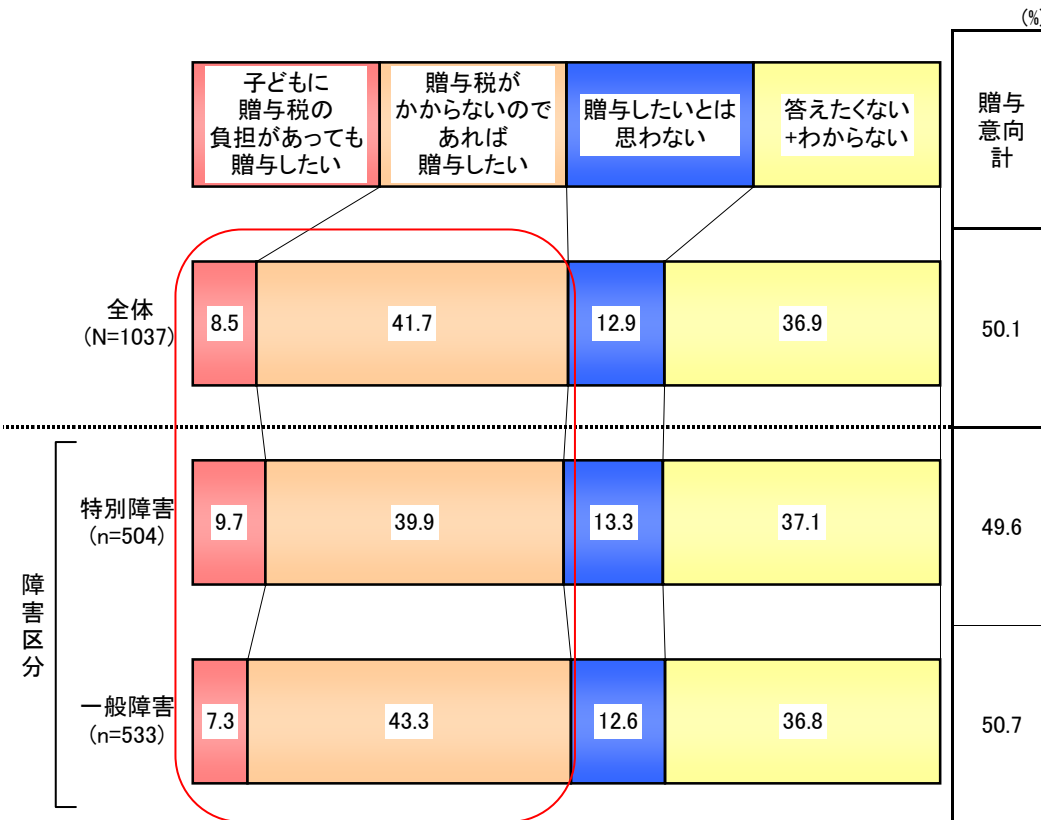
生前贈与については、「今後取り組みたいこと」で2割の回答があり、将来に向けた取り組みとしての意向が強い。

＜生前贈与のニーズ＞

特別障害者・一般障害者ともに生前贈与の意向は強い。  
一方で、「贈与税がかからないのであれば贈与したい」が4割と、  
生前贈与の意向に対して、贈与税が妨げになっている。

生前贈与意向理由

生前贈与の意向理由としては、特別障害者・一般障害者ともに  
「子どもの金銭的負担を軽減するため」に次いで  
「相続時では確実に障がいのある子どもに資産が残せるか不安だから」と続く。



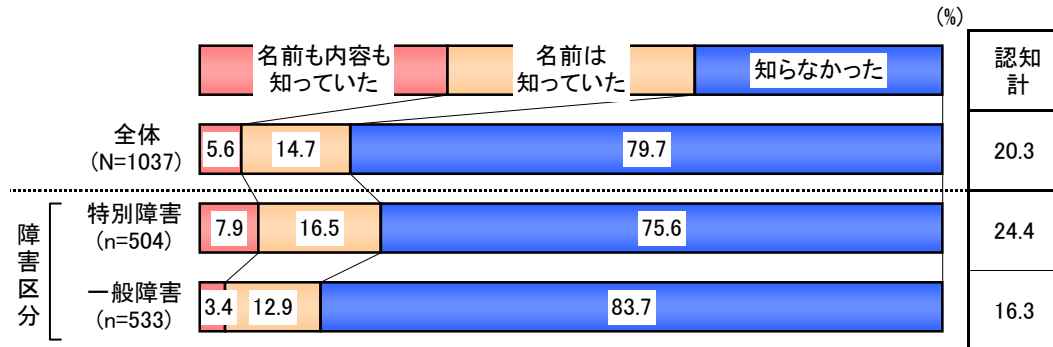
特別障害			一般障害		
1位	子どもの金銭的負担を軽減するため	75.6%	1位	子どもの金銭的負担を軽減するため	78.1%
2位	相続時では確実に障がいのある子どもに資産が残せるか不安だから	45.6%	2位	相続時では確実に障がいのある子どもに資産が残せるか不安だから	44.1%
3位	相続時の争いが不安だから	12.8%	3位	相続時の争いが不安だから	17.4%
4位	自分の相続税対策になるから	9.2%	4位	自分の相続税対策になるから	7.8%

「贈与税がかからないのであれば贈与したい」が4割と、生前贈与の意向はあるものの贈与税への懸念が強い。  
⇒資産移転の不確実性のある相続に比べて、確実に資産を移転できる「生前贈与のニーズ」は、特別障害者・一般障害者問わず高い。

<特別障害者扶養信託のニーズ>

<認知>

特別障害者の親の方が制度の認知度が高い  
⇒現在対象となっていることが要因と思われる。



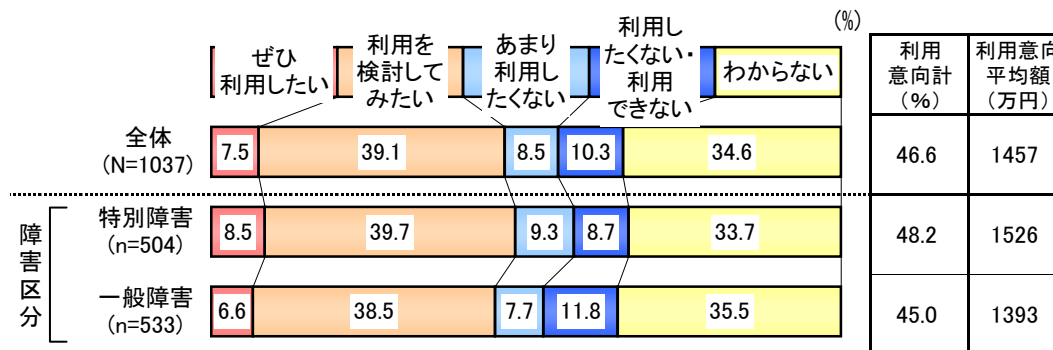
<利用意向有りの理由>

特別障害者・一般障害者ともに「確実に生活費の原資等を贈与できる」「贈与税の負担なく財産贈与できる」が高い。

特別障害			一般障害		
1位	確実に子どもに将来の生活費の原資等を贈与できるから	61.3%	1位	贈与税の負担なく子どもに財産を贈与できるから	62.5%
2位	贈与税の負担なく子どもに財産を贈与できるから	58.8%	2位	確実に子どもに将来の生活費の原資等を贈与できるから	56.7%
3位	子どもの財産を安全・確実に管理することができるから	51.4%	3位	子どもの財産を安全・確実に管理することができるから	49.2%
4位	定期的に一定額が子どもに支払われるから	42.4%	4位	定期的に一定額が子どもに支払われるから	47.1%
5位	金融機関に財産を管理してもらうことで安心できるから	25.5%	5位	金融機関に財産を管理してもらうことで安心できるから	26.3%

<利用意向>

利用意向は特別障害者・一般障害者どちらの親も強い。

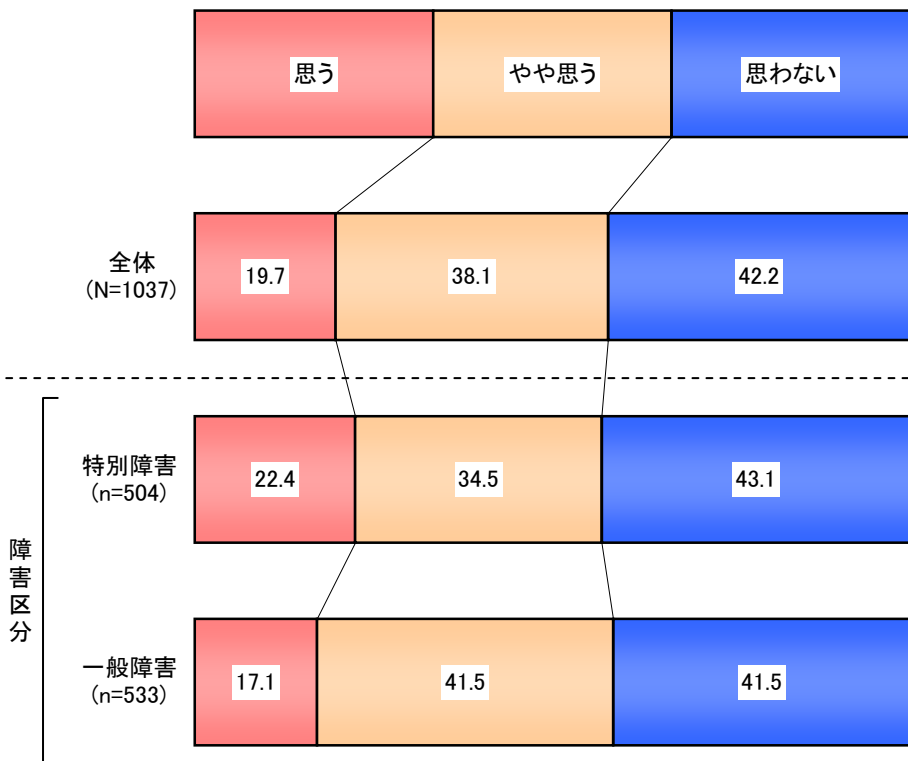


特別障害者・一般障害者に関わらず、障がいを持つ子どもの親の利用意向は強い。  
利用意向理由としては、「確実に生活費等の原資等を贈与できる」「贈与税の負担なく子どもに財産を贈与できる」「子どもの財産を安全・確実に管理できる」が高い。

＜残余財産の寄附利用意向＞

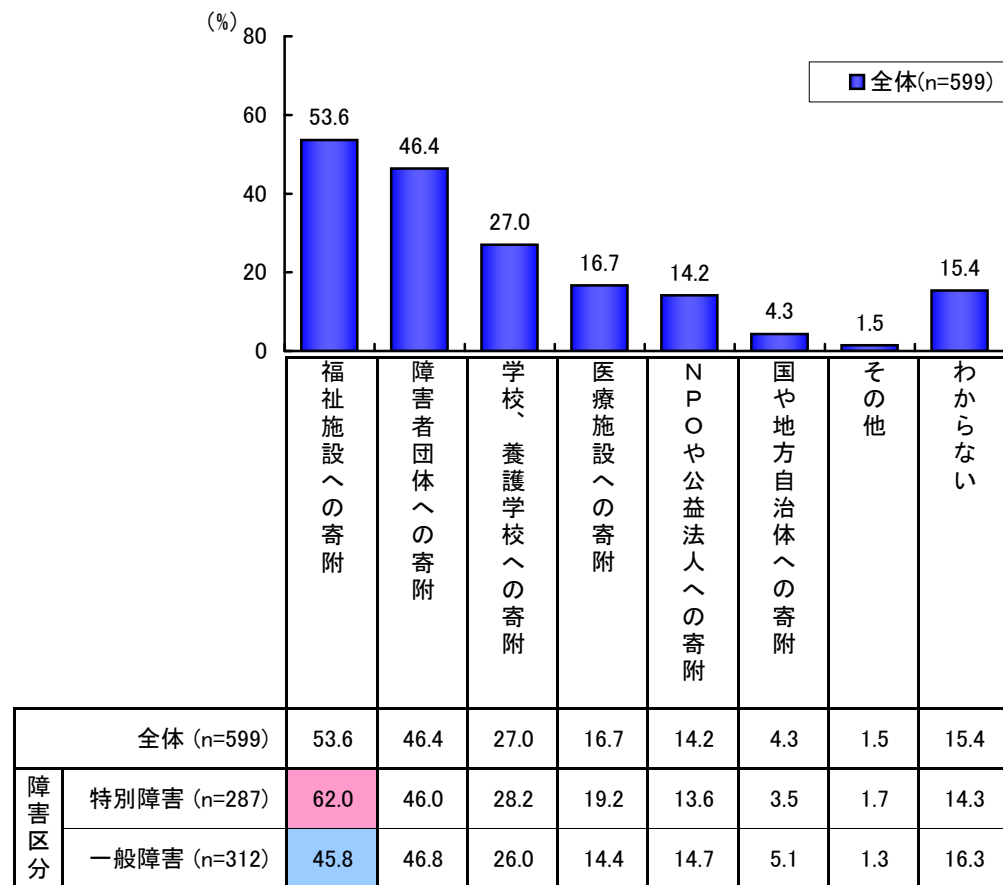
残余財産の一部または全額を他の障がい者のために利用して欲しいという意向は強い。

\*残余財産の一部または全額を障がい者のために利用してほしいと思うか。



＜寄附先＞

福祉施設や障害者団体・学校養護学校など、障がい者が関わる団体や組織に対しての寄附意向が強い。



※ 〇は全体値+5p以上、△は全体値-5p以上

残余財産の寄附利用意向は、特別障害者・一般障害者ともに半数以上を占める。利用方法としては福祉施設や障害者団体・学校養護学校など、障がい者が関わる団体や組織に対しての寄附意向が強い。